

CLAIR REPORT

ルクセンブルグの地方自治のあらまし

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 102 (June20,1995)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
法人
自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

| | |
|------------------------|----------|
| はじめに | 1 |
| 第1章 一般事情 | 2 |
| 第1節 地誌・経済 | 2 |
| 1 位置・面積・気候 | 2 |
| 2 人口・人種・言語・宗教 | 2 |
| 3 経済 | 3 |
| 第2節 歴史 | 4 |
| 1 ルクセンブルグ家と他国の支配 | 4 |
| 2 大公国 の成立 | 4 |
| 3 兩大戦及びその後 | 5 |
| 第3節 国政 | 6 |
| 1 行政 | 6 |
| (1) 大公 | 6 |
| ア 大公の法的身分 | 6 |
| イ 大公の権限 | 7 |
| (2) 政府 | 9 |
| 2 立法 | 11 |
| (1) 選挙制度 | 11 |
| (2) 国会 | 12 |
| (3) 国会議員の身分 | 14 |
| 3 司法 | 14 |
| (1) 調停裁判所 | 15 |
| (2) 裁判区裁判所 | 15 |
| (3) 最高裁判所 | 15 |
| 4 国務院 | 16 |
| (1) 総会 | 16 |
| (2) 訴訟委員会 | 17 |
| 5 国家財政 | 17 |

| | |
|-----------------------|----|
| 第2章 地方自治 | 19 |
| 第1節 地方自治体の概要 | 19 |
| 1 市町村の法的枠組み | 19 |
| 2 市町村の規模 | 20 |
| 第2節 市町村行政 | 22 |
| 1 市町村の組織 | 22 |
| (1) 市町村議会 | 22 |
| ア 市町村議会選挙 | 22 |
| イ 市町村議会の機能と権限 | 23 |
| ウ 市町村議会議員の身分 | 23 |
| (2) 市町村長と助役の参事会 | 24 |
| (3) 市町村長 | 25 |
| (4) 市町村職員 | 25 |
| 2 市町村の実施する業務 | 26 |
| 3 広域行政 | 31 |
| 4 公施設法人 | 31 |
| (1) 社会福祉事務所 | 31 |
| (2) 養護院 | 32 |
| 第3節 地方財政 | 33 |
| 1 地方財政の概要 | 33 |
| 2 市町村税 | 35 |
| (1) 商業税、固定資産税 | 35 |
| (2) 使用料等 | 35 |
| 3 助成金 | 37 |
| 4 財政調整 | 38 |
| 5 市町村債 | 39 |
| 第4節 国の監督 | 40 |
| 参考文献 | 41 |

はじめに

西欧の小国ルクセンブルグは、フランス、ドイツ等の列強の狭間で木の葉のように翻弄される歴史を経てきた。そして、現在は欧洲統合に最も熱心な国であり、経済的にはEUの優等生として、繁栄を謳歌している。

人口からも、国土の面積からも、日本の都道府県や市町村と規模に差がない国家ではあるが、そのことが逆に住民が政府や地方自治体に近しい関係を保っている一因となっている。

本レポートは1993年12月から1995年にかけてパリ事務所が収集した資料を、國井隆弘所長補佐がとりまとめ、執筆したものである。なお、資料は概ねフランス語のものを使用した。

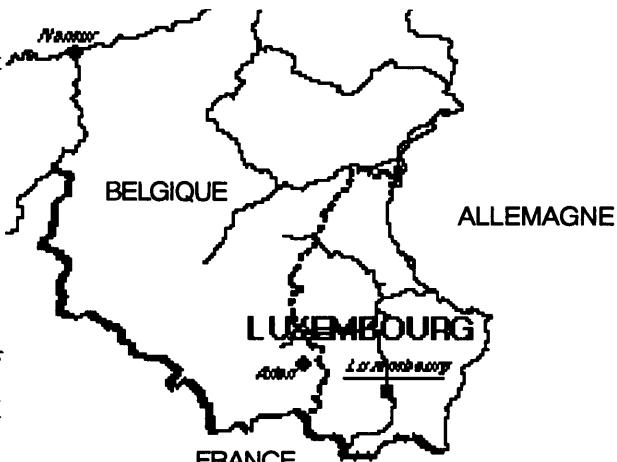
最後に、資料収集等で多大の御協力をいただいた、在ルクセンブルグ日本国大使館の鹿村謙太郎書記官に、この場をお借りしてお礼申し上げたい。

第1章 一般事情

第1節 地誌・経済

1 位置・面積・気候

ルクセンブルグの正式名称はルクセンブルグ大公国（Grand-Duché de Luxembourg; 仏、Großherzogtum Luxembourg; 独、なお、フランス語の発音は「リュクサンブル」となるが、日本で一般的に使用されている「ルクセンブルグ」を使用する）である。ルクセンブルグは西欧のほぼ中心部、ラテンとゲルマンの境界に位置する。国境の総延長が約350km、南北の最長距離が約80km、東西が約50kmのいびつな五角形であり、西側の2辺をベルギーと、東側の2辺をドイツと、南側の1辺をフランスと各々接している。面積は2,586.36 km²で佐賀県や神奈川県よりやや大きいといった程度の、EU（欧州連合）構成国中最小の国家である。地理的には、国土の3分の1ほどを占め、ベルギーのアルデンヌ高原から続く高原地帯である北部のエスリング（oesling）地方と、フランスのロレーヌ台地の続きである南部のボン・ペイ（Bon Pays）地方からなる。年間の平均気温はおよそ摂氏9度前後であり、また年間降水量は平均750mm程度であるが、1000mmを超える年もしばしば見られる。



2 人口・人種・言語・宗教

ルクセンブルグの人口はおよそ40万人（1994年1月1日現在）であり、大阪府枚方市と同程度である。総人口中ルクセンブルグ人が約28万人、外国人が約12万人と、外国人の比率がほぼ3分の1に達している。なお、居住する外国人はポルトガル人、イタリア人、フランス人、ベルギー人、ドイツ人の順で多い。また、人口密度は1km²あたり155人である。

民族的に見るとルクセンブルグ人はゲルマン系であり、そのルクセンブルグ語もゲルマ

ン語の方言の一種と見なされる。なお、ルクセンブルグ憲法には「行政及び司法分野における言語の使用は法が定める。（第29条）」と規定されており、1984年2月24日言語規定法（*loi du 24 février 1984 sur le régime des langues*）でルクセンブルグ語が国語と定められた。一方、行政分野の官庁内ではフランス語が使用され、また、行政官庁と個人間では場合に応じてフランス語もしくはドイツ語が使用される。司法分野に関しては、民事及び商事分野においてはフランス語で、刑事分野においてはドイツ語で各々公判記録と判決が記述されるが、口頭弁論は何れの分野においてもフランス語でなされる。さらに第二次世界大戦以前、国会内での審議は議員の選択によってフランス語あるいはドイツ語で行われていたが、戦後はドイツ語の代わりにルクセンブルグ語を使用するよう改められた。こういった状況から、フランス語及びドイツ語がルクセンブルグ語と並んで公用語とされ、両言語に係る学校教育が小学生から開始される。また、各々の言語で表記された記事が混在している一般新聞が発行されている。

文化的にはフランスの影響が強く、宗教はカトリックが一般的であり、ローマンカトリックの信者が、居住する外国人を含めても90%以上を占める。

3 経済

元来、鉄鋼業によって支えられてきたルクセンブルグの経済は、1970年代からの利子源泉課税ゼロといった金融業への規制緩和や、税制上の優遇措置によって欧州有数の金融センターとなった。1993年12月現在で、国内218行のうちルクセンブルグ・ベルギーの銀行は25行に過ぎず、他は日本の9行を含めて、全て外国銀行である。

なお、通貨はルクセンブルグフラン（以下「LF」）であり、これはベルギーフランと等価で、国内にはベルギーフランも流通している。

統計的な数字から言えば、1993年の一人当たりの国民所得は867,100LFとEU内で最高であり、また、失業率は最低の2.1%であった。そして、マーストリヒト条約が定める欧洲单一通貨導入基準を構成国の中で唯一達成している。

1995年3月1日現在の為替レートは、100円=325.93LFである。

第2節 歴史

1 ルクセンブルグ家と他の国々の支配

ローマ時代には、ルクセンブルグに帝国の幹線道路が交差し、現在のルクセンブルグ市付近に堡塁が築かれ定住が行われていた。さらに、荒廃していた堡塁（小さな城=LucilinburhucがLuxembourgに変化）が築き直され、周辺地域と共に支配領域としてのルクセンブルグ伯領が成立したのは10世紀の後半であった。ゲルマン及びワロン地域（現ベルギー南部；ワロン=フランス語圏）に領土を徐々に拡大していったルクセンブルグ家に栄光の時代が訪れたのは、1308年にアンリ7世が神聖ローマ皇帝に選ばれてからである。その後、ボヘミア王やハンガリー王をも一族から輩出し、中欧に広大な支配領域を形成していった。また、ルクセンブルグが公領（duché）に昇格されたのは14世紀中葉のことであり、14世紀後半には身分制議会が設けられた。

支配者が大勢力になる一方、ルクセンブルグ自身は領主の領土拡大政策の犠牲として財政的に窮屈していった。1388年以降は質入れされ、やがて、ブルゴーニュ公家の支配下に入ったのが1443年のことであった。以後ハプスブルグ家、ルイ14世治下及びナポレオンのフランスと、ほぼ4世紀にわたって他国の支配下に置かれた。この間ルクセンブルグは「北のジブラルタル」とも呼ばれる要塞都市として数々の争奪戦の対象になり、国土は荒廃していった。

2 大公国成立

ナポレオン後のヨーロッパ秩序を定めた1815年のウィーン会議によって、ルクセンブルグは大公国（Grand-Duchy）の地位を与えられた。ただし、東部の領土がプロイセンに割譲され、大公位はオランダ国王のウィレム1世に属することになり、しかも、フランスとの対抗を目的にルクセンブルグ市はプロイセン軍の守備するドイツ連邦の要塞とされた。

1830年からのベルギー独立戦争に際しては、ルクセンブルグ市とその周辺地域を除いた地域でのオランダからの独立運動が活発となり、1839年の列強（オーストリア、フランス、イギリス、プロシア、ロシア）によるロンドン会議において、国土の約3分の2がベルギー領となり（現ベルギー王国リュクサンブルグ州）、ルクセンブルグ市を含む残りの約3分の1がオランダのウィレム1世に残された。このルクセンブルグ市を含む部分が現在のルクセンブルグ大公国領土であり、また、ルクセンブルグ=ベルギー国境は現在もこの会議で締結された条約に則っている。

1842年にドイツ関税同盟に加盟し、ルクセンブルグの経済は大いに潤ったが、1860年代には再びフランス・プロシア間の係争の的になり、1867年のロンドンにおける会議（オーストリア、フランス、イギリス、プロシア、ロシア、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ）で交わされた条約によって、オーストリア、フランス、イギリス、プロシア、ロシアの5カ国に保障された永世中立国としてのルクセンブルグの独立、ドイツ連邦からの正式な脱退とルクセンブルグ市からのプロシア軍の撤退が定められた。

なお、1890年のウィレム3世の死後、オランダとの同君関係が解消され、ナッサウ家のアドルフがルクセンブルグ大公位を継承した。

3 両大戦及びその後

第一次世界大戦の勃発とともに、ルクセンブルグはベルギーと同様に、その永世中立の保障国であるドイツによって占領されるが、国家としては存続した。戦後、国の将来を決めるための国民投票が行われたが、引き続きナッサウ家のもとで独立国として留まることとなった。また、1920年の国連加盟に際して永世中立は事実上放棄されることとなった。さらに、経済的にはベルギーとの関係が強化され関税同盟が1921年に締結された。なお、憲法改正によって婦人参政権を含む普通選挙権が1919年から導入される。

第二次世界大戦によって再びドイツの占領下となったが（1940年5月）、今回は国家としてもドイツの一部として編入され、大公と政府は亡命し、1944年9月の解放まで、国民は困難なレジスタンス運動を続けた。

戦後は小国として、ベルギー、オランダあるいは欧州諸国との関係強化を國の方針に据え、1944年の解放直前のベネルクス関税同盟締結、1947年国際連合加盟、1948年憲法改正による永世中立廃止、1949年北大西洋条約機構加盟、1958年ベネルクス経済同盟締結と次々に政策を実現していった。

なお、ルクセンブルグは欧州統合推進に積極的なEU構成国であり、1984年から10年以上首相を務めたジャック・サンテール氏が1995年1月に欧州委員会委員長に就任した。

第3節 国政

ルクセンブルグは元首に大公を戴く立憲君主国である。現憲法は1868年に制定されたものであり、以来数度の改正を経て今日に至っている。その第32条には「主権は国民に属し、大公は憲法と法に基づきこれを行使する」と定められている。国政は大公と政府（行政）、国会（立法）、裁判所（司法）の各々の組織によって担われる。また、憲法第51条は住民投票（referendum）によって国民が国政に直接参画することを可能としている。この住民投票は立法府の任意であり、国家的に重要な問題について、国民の意見を明らかにする必要がある場合に行われる。

1 行政

(1) 大公

大公はルクセンブルグの国家元首である。大公は政府とともに行政権を構成する。また、立法の分野では発議権を持ち、さらに大公が承認の署名を行い、公布と執行の命令を下さない限り、法律は発効せず国民に施行されない。裁判は大公の名において行われる。

ア 大公の法的身分

大公位は1783年6月30日の家系協定、1815年6月9日のウィーン条約第71条、及び1867年5月11日のロンドン条約第1条に従ってナッサウ（Nassau）家によって世襲される（憲法第3条）。

1815年6月9日のウィーン条約は、1783年6月30日の家系協定によってオランダ皇太子からプロシア王に譲渡されていた4つのオラニエーナッサウ公国から2系統のナッサウ家に相続順位を設定してルクセンブルグに送り込んだ。大公を相続するナッサウ家の男系親族の継承権は1867年5月11日のロンドン条約第1条によって確定された。

ナッサウ家の公室典範によって、大公位は直系の長子相続を原則として男子の子孫に伝えられ、女子の子孫は除かれる。1系統のナッサウ家に直系あるいは傍系の男子子孫が無い場合、大公位は自動的に他系統の男子子孫に継承される。両系統とも男子子孫が無い場合には、長子相続を原則として現に大公位にある系統の女子子孫が大公位を継承する。

この原則が適用されたのは、それまでのナッサウ家の直系男子子孫であったオランダ王

ウィレム3世の死亡によって、ルクセンブルグとオランダの同君関係が終わった1890年である。大公位は別系統のナッサウ家当主であったアドルフ・ド・ナッサウ公に継承され、同時に大公国とは異なる相続制度が定められていたオランダでは、ウィレム3世の唯一の女子であったウィルヘルミナがオランダ王位を継承した。

ウィレム4世大公（アドルフの継承者）はナッサウ宗家の最後の男系子孫であり、6人の王女の父であったが男子の後継者が無く、1907年4月17日に公室令を発して長女のマリー・アデライド王女を皇太女に立てた。この新たな大公令は継承者が無い場合、王女を長子相続の原則に従って皇太女に立てるものである。1907年大公令が国会に承認され法として発効するのは1907年7月10日である。

現在の国家元首はジャン大公であり、彼は45年にわたって統治を行ったシャルロット大公妃の1964年11月12日の退位によって大公位を継承した。なお、ジャン大公の夫人であるジョセフィーヌ・シャルロット大公妃はベルギーの故ボードワン国王の妹君であり、ルクセンブルグ・ベルギー間の関係緊密化の要因のひとつになっている。

大公の法的身分はその権力の合憲性、人格の不可侵性、免責性、さらに世襲権や公室費についてまで憲法と憲法に則った法律によって定められている。同時に大公は法によって明確に規定された以外の権力を有さない。また、国家主権に属する重要な分野の行為において国を代表する。

大公の国の代表者としての性格は、元首と国家との憲法上の契約によって規定される。憲法は国家元首を政治的偶發性から遠ざけ、その不偏性を保障している。大公の不可侵性は何人からも告発も訴追もされ得ないこと、いかなる裁判権も適用されないこと、何人もその行為についての釈明を求め得ないことで表される。また、この不可侵性は、犯罪行為から政治行為にまで及ぶ全般的かつ絶対的な免責性を大公にもたらす。大公の政治的免責性は内閣の責任性と対をなしており、大公はその全ての政治権力の行使にあたって、全責任を負う大臣の副署を得なければならない。

イ 大公の権限

憲法には大公の行政、立法、外交、その他の権限が列挙されている。

憲法第33条によれば「大公のみが行政権を行使する（Le Grand-Duc exerce seul le pouvoir exécutif）」。しかしながら、大公の全ての行政行為が担当大臣の副署を得なければなら

ない。ここでの行政権の行使とは特に法の執行、判決の執行、行政機関の指揮、軍の統帥権を指している。

大公は法の執行に必要な規則やアレテ（arrêté）を発するが、法自体を停止することや法の執行を免除することは不可能である（第36条）。規則やアレテの合法性は裁判所のチェックの対象となるが、裁判所はそれらが法に適合している場合に限り、それらを適用することになる。法の執行と同様に、裁判所によって下された判決の執行は行政府によって司られる。また、大公には最高行政指揮者として行政機構の編成権、監督権と公務員と軍人の任命権が与えられている。治安維持と国家安全保障のために、憲法は大公に軍の統帥権を委ねている。ルクセンブルグ軍にはいわゆる正規軍と、憲兵隊、警察が含まれる。

立法分野において、大公は国会への法案発議権を持つ（第47条）。さらに憲法は、大公に法律の承認権と公布権を与えており、全ての法律は大公が裁可しなければ成立しない。憲法は大公が裁可を行うまでに、国会での議決後3ヵ月以内の猶予期間を与えていたが、この期間中に裁可が行われなければ国会の議決は無効となる。ただし、大公のこれらの立法権限は形式的なものとなっている。

また、国会は大公、もしくは特に大公の指名した代理人によって、大公の名において開会され、閉会される。さらに、大公は臨時国会の召集、国会の延期、解散を行うことが可能である。ただし、臨時国会の召集には国会議員の3分の1以上の要求が必要であり、国会の延期は1ヶ月を超えることはできず、再開には国会の同意を必要とする。大公が国会を解散した場合、解散から3ヵ月以内に選挙が行われる。

外交分野において、対外的に国を代表し、国の権益を保障し、諸外国に対して自國の在外居住者を保護することは大公の義務である。このために外国元首あて、あるいは国際機関あてに外交使節の信任状を交付し、外国の外交使節の信任状を受理するといった能動的、受動的な外交権限を行使する。同時に大公は外国との条約締結権を与えられている（第37条）。しかし、条約が発効するには国会の承認を要する。

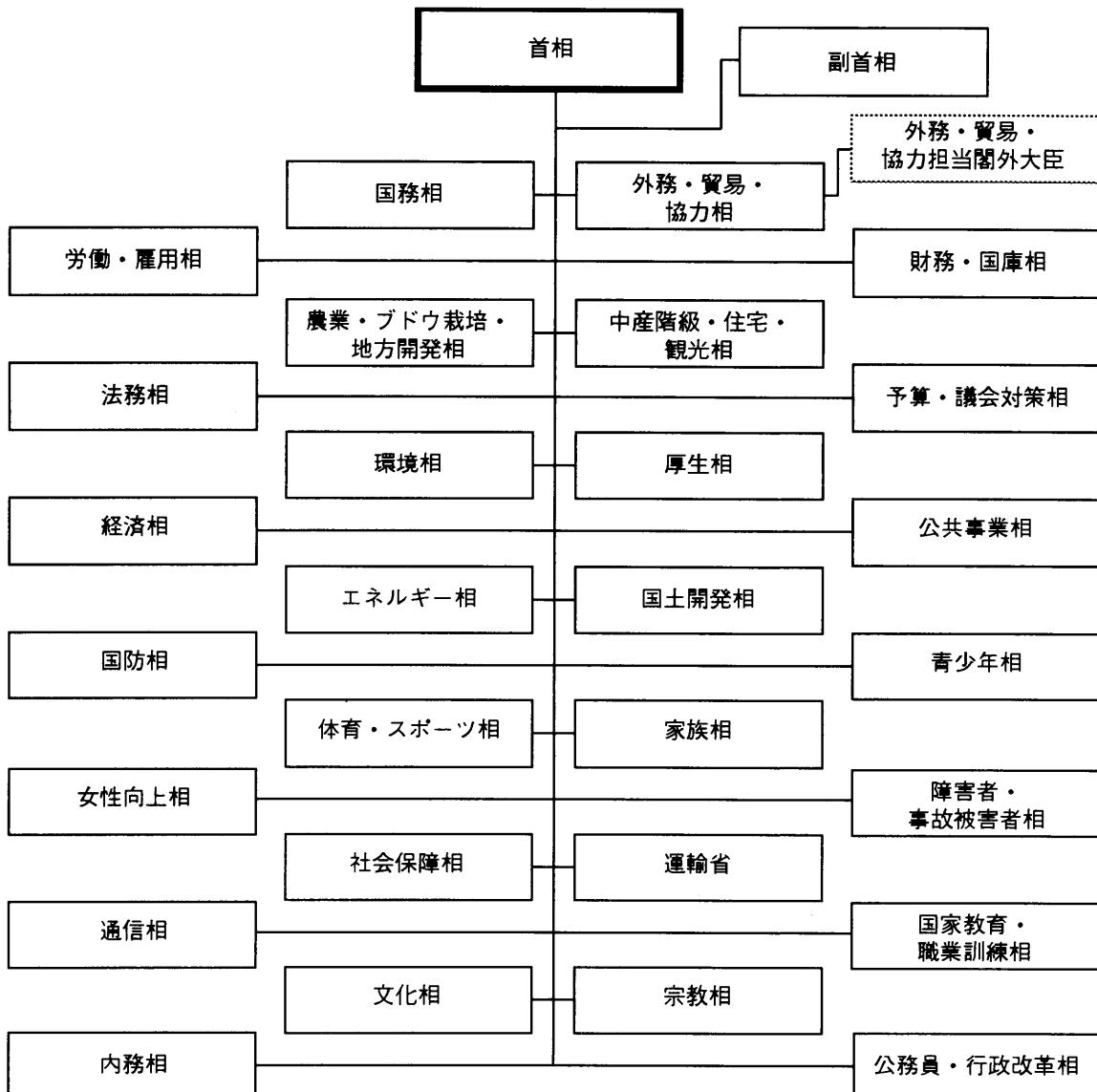
その他の憲法に定められた大公の権限としては、裁判で言い渡された刑を免じたり減じたりする権限＝恩寵権（第38条）、貨幣の鑄造権（第39条）、何等の権限や特権も付属しない貴族の称号を与える権限（第40条）、文官や武官に勳章を授与する権限（第41条）がある。

(2) 政府

憲法は大公に、少なくとも3人以上の閣僚で構成される自らの内閣（Gouvernement du Grand-Duché）を組織し、その閣僚を任免する固有の権限を与えているが（第76、77条）、実際には国会の与党会派内から総理大臣が選ばれ、他の大臣も与党内の調整に基づいて任命される。また、必要であれば政党に属さない人物が閣僚に選ばれることも可能である。閣僚はルクセンブルグ国籍を有することが必要であり、会計検査院の評議員、国務院評議員、国会議員及び市町村議会議員との兼職が禁じられる。なお、内閣は総理大臣（Premier Ministre）と複数の大臣（ministre）で構成され、特別問題担当閣外大臣（secrétaire d'Etat）が設けられる場合もある。

ジャック・サンテール氏の欧州委員長就任に伴って、1995年1月26日に成立したジャン-クロード・ユンケル氏（キリスト教社会党）を首班とする内閣の構成は次ページのとおりである。

内閣構成（ユンケル内閣 1995年1月現在）



なお、ルクセンブルグにおいては閣僚の兼務が多く、上記の31ポストに対し、実際の閣僚数は12人（キリスト教社会党;6、ルクセンブルグ労働者社会党;6、男性;9、女性;3）に過ぎない。

閣僚の責務は大公の免責と不可分のものである。大公の意志に基づくいかなる法的行為（acte）も、閣僚の副署が必要であり、その署名によって閣僚に法的（刑事、民事）かつ政治的な全責任が生じる。閣僚を告発することが可能なのは国会のみであり（憲法第82条）、閣僚の職務行為に関する告発は最高裁判所（Cour Supérieure de Justice）の全体会議（assemblée plénière）に対してなされる。閣僚の法的責任が空洞化されるのを防ぐため、憲法は大公の恩寵権に対して、国会の要求がない限り刑を宣告された閣僚に恩赦を行えないという例外を設けている。一方、閣僚の政治的責任に対する制裁は、国会の不信任決議

による職務からの解任によって行われる。国会の最初の不信任可決で閣僚は解任される。

また、憲法第36条は法律の執行に当たって必要な規則やアレテを発する権限を大公に認めているが、閣僚も法律あるいは大公アレテに基づいて補足的な規則やアレテを定める権限を有している。

2 立法

国会（Chambre des députés）は国家を代表し（憲法第50条）、大公とともに立法権行使する。加えて国家財政や行政の監視といった少なからざる権限が国会に与えられている。さらに外交の分野では、条約が大公国内で発効するためには国会の同意が必要とされる。なお、ルクセンブルグは一院制を採用している。

(1) 選挙制度

国会議員（député）は国民の直接選挙によって選ばれ、議員定数は60人であり、全国が4つの選挙区に分割されている（憲法第51条）。さらに、各選挙区の議員定数は法律によって以下のように定められている。

| 選挙区 | カントン | 議員定数 |
|-------|---------------------------------|------|
| 南部選挙区 | エッシュ、キャブレン | 23 |
| 東部選挙区 | グレーヴェンマッハー、レミッシュ、エシュテルナッハ | 21 |
| 中部選挙区 | ルクセンブルグ、メルシュ | 9 |
| 北部選挙区 | ディーキルシュ、ルダンジュ、ヴィルツ、クレルヴォ、フィアンデン | 7 |

議員の任期は5年であり、総選挙は5年ごとに6月の第1日曜日に行われる。その日が精靈降臨節（Pentecôte）と重なる場合には、5月の最終日曜日が投票日にあてられる。また、大公によって国会が解散された場合には、解散から3ヶ月以内に総選挙が行われる。

選挙権取得のためには、満18歳以上のルクセンブルグ国民で、市民権=droit civilと参政権=droit politiqueを得ており、大公国内に居住していることが要件とされる（憲法第52条）。刑事罰を科せられた者や、軽犯罪を犯し投票権剥奪の判決を受けた者、被後見人は有権者から除外される。さらに、選挙資格は選挙人名簿に記載されることによって認めら

れる。市町村は選挙人名簿の改訂を毎年4月1日から30日にかけて行い、4月30日に暫定的に確定された名簿は5月1日から30日まで一般に公開される。そして、5月10日までの間、市町村への異議が受け付けられ、市町村は異議に対する裁定を遅くとも5月20日までに下さなければならない。

被選挙権取得のためには、投票の日に満21歳に達しているルクセンブルグ国民であり、市民権と参政権を得ており、大公国内に居住していることが要件とされる。被選挙権に係る除外規定は、選挙権に関する規定と同様である。

投票は義務であり、投票に参加することが困難であると判明した者は、調停判事に必要な証明書類と共に投票棄権の申し立てをしなければならない。正当な理由を持たない棄権は罰金刑を科され、累犯の場合は刑が重くなる。また、1984年の法律によって外国に居住している有権者と、職業上の理由で投票日に国内に滞在不可能な者や身体上の理由で移動不可能な有権者に郵便投票を可能とする制度が導入されている。

選挙は比例代表制名簿式投票で行われる。各選挙区で、政治団体は選挙区の議員定数を上回らない人数の候補者名簿を公表する。一方、有権者はその選挙区の議員定数と同じ数の票を持ち、名簿への投票か記名投票かを選択する。名簿投票を行う有権者がその投票を無効にしないためには、投票される名簿が当該選挙区の定数と同数の候補者数を備えていなければならない。記名投票を選択した有権者は、候補者を同一名簿からも異なる名簿からも選択することができ、かつ一人の候補者に2票まで投じることができる。そして、名簿間の議席配分は、各名簿が獲得した名簿投票と記名投票の得票合計に比例して最小当選基準の原則に沿って行われる。

(2) 国会

通常国会は10月の第2火曜日の午後3時から大公自身もしくは大公の指名を受けてその権限を付与された者によって開会される。各会期の初めに、最年長の議員を議長、最年少の2議員を書記官として仮議長団が作られ、その後、議長1、副議長3、書記官5からなる議長団が選出される。なお、議長団員は当該会期に対してのみ選出されるものである。また、大公は全国会議員の3分の1以上の要求によって臨時国会を召集することが可能である。

国会は大公と同様に、議案を提案する権利を持つ。国会（議員）の提案は発議議案（proposition de loi）と呼ばれ、一方大公（政府）の提案は提出議案（projet de loi）と呼ばれる。国会は提案された提出議案、発議議案についての審査と討議を行い、表決によって

可否を決定する。なお、ルクセンブルグ国会においての議決は絶対多数決を要し、かりに表決が同数だった場合は議案は否決されたものとみなされる。事前手続は提出議案であるか発議議案であるかによって異なるが、いずれの場合も緊急動議については特例的に簡素、かつ迅速な取り扱いが行われる。

政府提案の場合、各省は事前に国務院（Conseil d'Etat）の検討を経た原案を作成する。国務院では提出された原案に、要旨、内容、結論という形式に従った助言と、さらに必要があれば反対意見を付して政府に送り返す。原案に対する修正は国務院の助言に従って行われなければならない。政府は国務院の助言を添えて修正を加えた原案を大公に提出し、同時に国会への議案提出に対する許可を要請する。大公が政府の要請に同意すれば、議案は国会に提出される。

議員提案の場合、発議議案は1人もしくは複数の議員によって作成されて国会議長に提出された後、国会内の審査によって審議されるべきであると判定されると、国務院に送られ、助言が付される。

このように、双方の議案とも国会での審議が開始される前に国務院の助言を受ける必要があるが、緊急時には国会と政府が協議のうえ、国務院への議案送付に先立って審議を開始することが可能である。ただし緊急の議案であっても、最終的な表決が行われるまでには国務院の助言を得なければならない。

委員会審議後、本会議で最終的に一つの法案が可決されるためには、少なくとも4回の表決を経なければならない。つまり逐条審議後の条文ごとの表決、修正に対して国務院の助言が加えられてからの各条文に対する“規則上の”第2表決、法案全体に対する表決、法案全体に対する表決から一定の猶予期間を経てからの“憲法上の”第2表決である。この“憲法上の”第2表決とは国会が本会議でその不要を決定し、国務院がその決定に同意しない限り、全ての法案は第2表決を経なければならないとの規定に由来する。また、同条には法案全体に対する表決と“憲法上の”第2表決の間に、3カ月以上の猶予期間を設けるよう定めている。この制度は、国務院に単なる諮問機関としての性格を超えた、立法手続きを差し止め得る拒否権を与えることによって、二院制で行われる調整機能が一院制のルクセンブルグにおいても發揮されるよう考案されたものである。

国会で最終的に議決された法案は、大公の裁可を得て、官報（Mémorial）に掲載されはじめて発効する。国会で議決された法案に対する大公の承認は、大公の立法権の行使であると見なされている。

(3) 国会議員の身分

国会議員がその任期中に兼職を禁じられているのは、閣僚や国務院評議員、裁判官、会計検査院評議員、ディストリクト長官、国の収税官や会計官、現役の軍人であり（憲法第54条）、それ以外にも公務員（国、市町村、市町村組合、公施設法人）や国から給与を支給される職員（ルクセンブルグ国鉄等）との兼職が法律で禁じられている。

また、憲法は国会議員に国会内での発言に対する免責特権、国会会期中の不逮捕特権を保障している。ただし、後者には国会の同意が必要とされる。

過去3回の総選挙結果による政党別議席数

| 連立 与党 | 政党政 | Parti Chrétien-Social | 議席数 | | |
|---------------|--|-----------------------|------|------|------|
| | | | 1984 | 1989 | 1994 |
| キリスト教社会党 | Parti Chrétien-Social | 25 | 22 | 21 | |
| ルクセンブルグ労働者社会党 | Parti Ouvrier Socialiste Luxembourgeois | 21 | 18 | 17 | |
| 民主党 | Parti Démocratique | 14 | 11 | 12 | |
| 共産党 | Parti Communiste | 2 | 1 | - | |
| 緑の選択 | * Gréng Alternativ | 2(1) | 2 | | 5 |
| 緑と環境路線 | * Gréng Lëscht Ekologesch Initiativ | (1) | 2 | | |
| 国民総年金運動委員会 | Aktiounskomitee 5/6 Pensioun fir jiddefereen | - | 4 | 5 | |

* 1984年の選挙後に分裂したエコロジスト2党が1994年総選挙時再合併を行った。

3 司法

ルクセンブルグにおける司法組織は、最高裁判所（Cour supérieure de justice）とそれに含まれる破棄院（cour de cassation）、控訴院（cour d'appel）、及び裁判区裁判所（tribunal d'arrondissement）と調停裁判所（justice de paix）で構成されている。全ての裁判官は大公アレテによって任命されるが、調停裁判所判事と裁判区裁判所判事は大公によって直接任命され、最高裁判所判事と裁判区裁判所の所長、副所長は最高裁判所の助言に従って大公の任命が行われる。

(1) 調停裁判所

調停裁判所はルクセンブルグにおける最下級審である。国内にはルクセンブルグ、エッシュ-シュル-アルゼット、ディーキルシュの3つの調停裁判所があり、各々管轄する区域が定められている。調停裁判所で扱われるのは、民事事件、商事事件、さらに違警罪に関する事件である。民事及び商事事件では、調停判事は主に仲裁人の役割を担い、係争が和解に達するように努める。また、違警罪とは交通違反のような軽微な刑事事件のことであり、7日以内の拘留と2,500フラン以内の罰金が適用される違反を指す。

(2) 裁判区裁判所

ルクセンブルグ国内はルクセンブルグとディーキルシュの2つの裁判区（arrondissement judicaire）に分けられ、各々に裁判区裁判所が置かれている。裁判区裁判所は民事事件、商事事件、刑事事件を取り扱う。また、裁判区裁判所はその裁判区内の調停裁判所が第一審として下した判決の控訴審としても機能する。

(3) 最高裁判所

最高裁判所はルクセンブルグ市に置かれ、破棄院と控訴院を含んでいる。控訴院は裁判区裁判所が一審として下した判決の控訴審を行う。一方、破棄院は主に控訴院や軍事裁判所の判決を審理するが、裁判区裁判所や調停裁判所が終審として下した判決の審理も行う。それが法律違反や越権行為、手続きの不備によって言い渡され、執行中もしくは執行後の判決でなければ、破棄院によって審理されない。

さらに、裁判官の候補者の選定や、国会が閣僚に対して行う告発、裁判官に対する懲戒等を審理するために最高裁判所の総会が開催される。

ルクセンブルグでは、この他に行政訴訟を取り扱うための国務院の訴訟委員会（Comité du Contentieux du Conseil d'Etat）、会計検査院（Chambre des comptes）、年金委員会（Commission des pensions）、仲裁委員会（Conseil arbitral）、社会保険高等委員会（Conseil supérieur des assurances sociales）等が設けられているが、これらの行政裁判所は法律に明記された以外の審理を行う権限を原則的に持たない。

4 国務院

国務院（Conseil d'Etat）は提案されるべき法案や法律修正案、さらに大公や法律の要請から付託された諸問題に助言を与えるために設立され（憲法第83条第2項）、その訴訟委員会（Comité du Contentieux）は行政訴訟の分野で最高審となる（同）。国務院の職務は立法、行政、司法の各分野に及び、その機能を果たすために総会と訴訟委員会が設けられている。

国務院は、うち11人が訴訟委員会を形成する21人の評議員（conseiller d'Etat）によって構成され、評議員は大公によって任免される。ただし、これには皇族の評議員が含まれない。評議員の満たすべき要件としては、ルクセンブルグ国籍を持つこと、市民権、参政権を得ていること、ルクセンブルグ国内に居住していること、満30歳以上に達していることがある。また、訴訟委員会の構成員は、さらに法学博士もしくは法律家の資格を要求される。なお、評議員は閣僚、内閣参事官、国会議員以外のあらゆる職業との兼職が可能である。

国務院評議員の定年（72歳）に伴う欠員の補充は以下を順に繰り返して行われる。

- 1) 1番目の欠員に対しては、大公が直接任命
 - 2) 2番目の欠員に対しては、国会から大公に提出された3人の候補者から
 - 3) 3番目の欠員に対しては、国務院から大公に提出された3人の候補者から
- また、皇族の評議員は全て大公から直接任命される。

(1) 総会

総会（assemblée générale）は国務院の諮問機関としての機能を担う。総会は全評議員で構成され、大公は毎年、評議員の中から議長と副議長2人を指名する。

総会の決定は多数決によって行われ、決定は「助言」の形式をとる。決定が行われるためにには、10人以上の評議員の出席がなければならない。表決が分かれた場合、少数意見も別個の助言として多数意見の助言と共に報告される。

行政分野では、国務院は大公から寄せられた全ての問題に助言を与えなければならず、緊急時を除いて、全ての行政規則は事前にその助言を受ける必要がある。

立法分野で国務院の果たす役割は特に重要であり、実質的に国務院は第二院の欠如を補完している。いかなる場合も国会は国務院の助言を受ける前に、法案の最終的な表決を行うことができず、また、“憲法上の” 第2表決の免除を拒否する立法手続上の拒否権が与えられている。

(2) 訴訟委員会

訴訟委員会（Comité du Contentieux）は国務院の行政裁判所としての機能を担う。訴訟委員会は国務院評議員の中から選ばれ、大公に任命された11人からなる。国務院議長は自動的に訴訟委員会の委員長となるが、仮に議長が法学博士か法律家の資格を持たないか委員長就任を固辞した場合は第1副議長、さらに第2副議長と自動的に委員長資格が継承されていく。ここでも、法学博士もしくは法律家という要件が当然適用され、副議長が条件を満たさない場合には委員長は大公から任命される。

訴訟委員会は裁判上の控訴審（juridiction d'appel）もしくは破棄審（juridiction d'annulation）の役割を果たす。控訴審としては、終審であり、法律の効力に関する異議申し立てを審理する。一方、破棄審としては、他には受理が行われない行政の決定に対する不服申し立てが審理される。

5 国家財政

国有財産の管理と国家財政の運営は行政府の権限に属する。ただし、憲法は立法府に監督権という重要な機能を与えている。国の主要財源は、税務署や登記所、税関で徴収される各種の税金である。他の財源としては国有財産からの収入や専売事業の収益、郵便や電話といった特定業務の使用料がある。

特に大規模な公共事業（鉄道、道路、運河、大規模建築）を実施するといった、一般財源だけでは足りないという事態に直面した場合、国は長期償還の国債を発行しなければならない。しかし、国債はすべて国会の同意無しには発行することができない。

また、長期国債に依存することなく、一時的に流動資産を確保し、経常経費の補填を行うために短期国債を発行して資金を調達することが可能である。

歳入、歳出予算は毎年国会で議決され、また、国税を定めた法律は、更新されなければ一年間しか効力を有しない。そして、全ての国の収入と支出は予算に計上され、会計に記載されなければならない。この憲法上の規定によって国会の議決無しにいかなる予算編成も行われ得ず、収入と支出を特定する規則の制定が要求される。毎年、大蔵大臣は国会に会計検査院の検査報告が添付された前々年度の会計報告と前年度及び当該年度の状況報告を行う。

会計検査院は国家財政運営の適正化を任務とし、行政府から独立して国会を補助する機関である。会計検査院は大公から任命される院長と検査官（conseiller）2人、検査官代理（conseiller suppléant）2人で構成され、任命は欠員ごとに国会が提出する3人の候補者の中から行われる。会計検査官は国会の同意無しに解任されることがない。会計検査官は国の会計官との兼職を禁じられる。また、国と利害関係のある企業に直接的あるいは間接的に関与することができない。

憲法に従って、会計検査院は一般行政会計と公会計の検査と決済を行う。その任務のために、必要な情報と会計書類の収集を行う。その他、予算が適正に執行されるように監視を行い、さらに支出命令（ordonnance de paiement）の検査を実施し、政府の執行する一般会計に関する所見を毎年国会に提出する。

1993年度予算規模

| | | 金額 (10億LF) |
|----|------|------------|
| 歳入 | 普通収入 | 123.5 |
| | 特別収入 | 1.1 |
| | 計 | 124.6 |
| 歳出 | 普通支出 | 113.5 |
| | 特別支出 | 12.8 |
| | 計 | 126.3 |

出典：参考文献 5、6

第2章 地方自治

第1節 地方自治体の概要

1 市町村の法的枠組み

国土の狭いルクセンブルグにあって、地方自治を担う単位は市町村（commune）のみであり、州や県は存在しない。現在市町村数は118である。なお、市町村の名称は一般的にコムューン=communeであるが、1988年12月13日市町村法（*loi communal du 13 décembre 1988*；以下「市町村法」）第1条によってヴィル（市）=villeの名称を与えられている市町村が首都ルクセンブルグ市を含めて12存在する。

ルクセンブルグ憲法は、第107条で以下のように市町村を規定している。

市町村は、土地を基礎とし、法人格を備え、その組織をもって自らの財産と利益を管理する自治体を構成する。

各市町村は、法的居住要件に適い、憲法第52条に定められた資格を満たす住民の直接選挙によって選ばれた市町村議会を置く。

市町村議会は毎年市町村予算を作成し、決算を行う。緊急の場合を除き、議会は市町村条例を制定し得る。また、大公の同意を条件として、市町村税を課する権限を有する。大公は市町村議会の解散権を有する。

市町村は、市町村議員の互選で選ばれた市町村長と助役で構成される参事会によって運営される。

法律は市町村組織の構成、機構、責務を規定する。また、市町村職員の身分を定める。市町村は法律の定めによって教育の実施に関与する。

法律は市町村運営の監督を規定する。法律は、市町村の行った決定を監督機関の承認に委ねたり、それらが違法もしくは公共の利益に反する場合、司法裁判所あるいは行政裁判所の裁定を待たずに取り消したり、保留したりすることができる。

また、市町村自治の根幹を規定している法律である市町村法は以下の5部からなっている。

第1部 国土の区分、市町村の領域とその名称

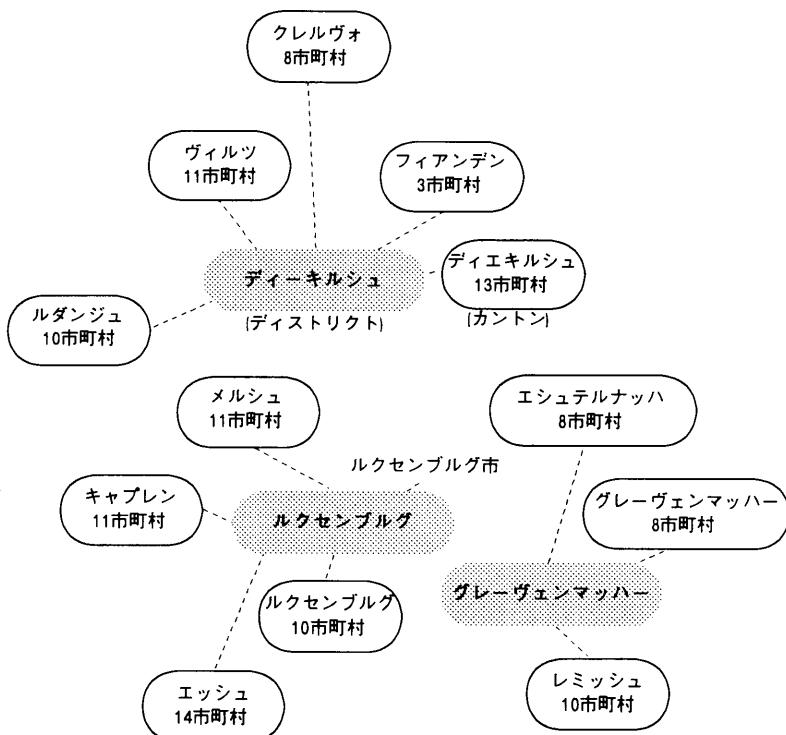
第2部 市町村組織の構成と権能

第3部 行政監督

第4部 市町村会計

第5部 雜則

なお、ルクセンブルグには地方公共団体である118の市町村以外に、行政区画としての3つのディストリクト（district：管区）と、各ディストリクトに配分された12のカントン（canton：郡）が存在する。そして、首都ルクセンブルグ市を除く全ての市町村は何れかのカントンに含まれる。



2 市町村の規模

各市町村の規模は概ね小さく、半数以上の市町村が人口千人に満たない。さらに、人口5千人を超える市町村は9つを数えるに過ぎず、そのほとんどが南部のフランス国境近く、鉄工業地帯に集中している。

また、憲法第2条の規定によって、市町村間の境界の変更は法律によってのみなされる。ただし、数度行われた市町村統合時を除いて、19世紀の建国以来市町村界の変更はほと

んど行われていない。なお、市町村統合には当該各市町村議会の同意が必要とされる。

ルクセンブルグ国内の人口5,000人を超える市町村

| 市町村名 | 人口 |
|----------------|--------|
| ルクセンブルグ | 75,377 |
| エッシュ・シュル・アルゼット | 24,012 |
| デュドゥロンジュ | 14,677 |
| ディフェルダンジュ | 8,489 |
| シフロンジュ | 6,859 |
| ペタンジュ | 6,444 |
| ベッタンブルグ | 6,336 |
| エテルブルック | 5,841 |
| ディエキルシュ | 5,586 |

1991年3月1日現在 出典：参考文献 6

面積別市町村数

| 面積 | 市町村数 |
|------------------------|------|
| 10km ² 未満 | 9 |
| 10 - 20km ² | 51 |
| 20 - 30km ² | 39 |
| 30 - 40km ² | 10 |
| 40 - 50km ² | 5 |
| 50km ² 以上 | 4 |

出典：参考文献 5

第2節 市町村行政

1 市町村の組織

ルクセンブルグの市町村自治は、議決機関である市町村議会（conseil communal）と、執行機関である市町村長と助役の参事会（collège des bougmestre et échevins；以下「参事会」）及び市町村長（bougmestre）によって担われる。

(1) 市町村議会

ア 市町村議会選挙

市町村議会の議員定数は、その人口に応じて下記のように定められている。

| | |
|-----------------|----|
| 人口999人以下 | 7 |
| 1,000 - 2,999 | 9 |
| 3,000 - 5,999 | 11 |
| 6,000 - 9,999 | 13 |
| 10,000 - 14,999 | 15 |
| 15,000 - 19,999 | 17 |
| 20,000人以上 | 19 |
| ルクセンブルグ市 | 27 |

改選は6年毎に行われ、通常、市町村議会の任期満了に先立つ10月の第2日曜日に選挙が行われる。議院の任期は改選後の1月1日から開始される。

選挙は原則として絶対多数決制によって行われるが、人口3,500人を超える市町村、単一選挙区からなる市町村、あるいは一つの選挙区の人口が3,000人を超える市町村では、選挙は国政選挙のように、名簿式比例代表制に則って行われる。

市町村選挙の投票資格は国政選挙のものと同様であり、有権者は選挙人名簿に登載されることによって当該市町村内の居住が証明されなければならない。一方、市町村議員に立候補するためにはルクセンブルグ国籍と市民権、参政権及び選挙日に満21歳に達していることが必須であり、さらに、当該市町村（選挙区）に6カ月以上居住していなければならぬ。

大公によって市町村議会が解散された際には、解散から3ヵ月以内に選挙が実施される。

イ 市町村議会の機能と権限

市町村自治の主体として、市町村議会は市町村固有の利益に関わる全ての事項を決定する（市町村法第28条）。

市町村議会は参事会によって召集され、また、緊急時には市町村長が単独で召集することもできる。一方、市町村議員の過半数もしくは内務大臣の書面による開催要求があった場合、参事会は遅くとも15日以内に市町村議会を招集しなければならない。

市町村議会は公開で行われるが、治安上の理由や重大な支障がある場合には、参会している3分の2以上の議員の同意に基づいて、議会を非公開とすることが可能であり、その理由は議事録で説明される。また、一部の都市で昼間に開催されるのを除いて、他のほとんどの市町村では夕方から議会が開かれる。

市町村議会はその権限として、市町村有財産の管理、収入及び支出行為、事業の執行など市町村の全般に関わる決定を下し、市町村予算の作成と決算を実施する。さらに、内務大臣の承認のもと市町村職員人事、養護施設及び社会福祉事務所運営委員会（commission administrative des hospices et des offices sociaux）委員の任免を行う。また、憲法に定められたとおり、大公の承認のもと、市町村税を導入することも可能である。

市町村議会の条例（règlement communal）制定権には、法律と一般行政規則を逸脱しない範囲でという条件が当然課されている。そして、条例違反は違警罪やその他の特別法に基づいて罰せられる。また、内務大臣の承認によって、10万フラン以下の罰金刑を設けることができる。

ウ 市町村議会議員の身分

その所属する議会に提出されている事案に、直接、間接を問わず利害関係を有する議員が審議に加わることは禁じられている。明らかな職権乱用や重大な違法行為が認められた場合、議員は資格停止もしくは免職処分を受ける。その違法行為によって市町村が被った損害に対して、議員は賠償責任を負わされる。また、議員が正当な理由無しに、連続する3回の会期に出席しなかった場合、同僚議員の指摘によって、内務大臣から免職されることがある。

議員及び市町村長、助役が常勤の労働形態で勤務している場合、政治に従事するための休暇をとる権利と、勤務に対する報酬（indemnité）が与えられる。各議員の雇用者は年に1度、全ての議員に関する損失額を補填される。さらに市町村長及び助役は、議員数に応じて決定される報酬を受ける権利が定められている。最高額は内務大臣によって定められる。報酬は、払い戻しが行われる旅費、電話料を除く全ての公務に関する経費をカバーすることになる。また、市町村議員には出席手当（jeton de présence）が支給される。

(2) 市町村長と助役の参事会

市町村長と助役の参事会（collège des bougmestre et échevins）は市町村の執行機関であり、市町村の日常業務を執行、管理するために組織される。参事会は単に市町村の機関としての権限を有するだけでなく、同時に国の機関として機能する場合もある。その会議は市町村の内部規則で定められた日時のほか、緊急性を有する事態が発生した場合に開催され、非公開で行われる。

参事会は市町村長（bougmestre）と助役（échevin）で構成され、助役の人数は人口1万人未満の市町村では2人、1万人以上2万人未満で3人、2万人以上で4人、ルクセングルグ市で6人と定められている。

市町村長も助役も市町村議会議員の互選で選ばれ、全ての市町村長と市（ville）の助役は大公によって、他の市町村の助役は内務大臣によって、その議員任期の6年間にに対して任命される。

参事会は、警察権に関する場合を除いて、国の機関として当該市町村内で法律または大公や大臣から発せられたアレテを施行する責務を有する。

市町村の機関として、参事会は市町村議会の決定を公布、施行し、公共事業を行い、市町村行政を監督し、市町村有の施設を運営し、当該市町村に帰属する公施設法人を監督する責務を負う。また、市町村議会に付すべき事案に関する予備審査を行い、市町村議会の議事日程を作成する。さらに、市町村固有の財産を管理し市町村の権利を保持することや、市町村職員の人事管理を行い、法律や規則の範囲内で休暇や昇任、その他法的権利を満たす責任を有する。

訴訟に際しては市町村を代表し、さらに市民権を確認したり住民登録簿を保管する義務がある。

騒乱状態といった緊急時には、参事会は市町村議会への事前協議無しに治安維持のための規則やオルドナンスを発することができるが、内務大臣とディストリクト長官に遅滞なくその旨を書面で通告し、直ちにその規則等の写しを送付しなければならない。このような規則やオルドナンスが、次に開かれる市町村議会で承認されなかった場合、それらは直ちに効力を失う。

(3) 市町村長

市町村長は首長として市町村議会と参事会を主宰し、市町村議会や参事会が定めた条例や規則、オルドナンス、さらに市町村の告示や議事録、通信文書に署名を行う。

国の機関として、市町村長は警察権に関する法律や大公あるいは大臣から発せられたアレテの施行を委任されている。公共の秩序に対する侵害や差し迫った脅威がある場合には、書面で警察の介入を要請できるが、この際ディストリクト長官に遅滞なく通知を行う必要がある。また、市町村長は犯罪捜査について責任を負っており、警察署のない市町村では容疑者の逮捕や供述書の作成も行わなければならない。

また、市町村長は戸籍管理者でもあり、戸籍や住民登録が適切に処理、保管されるよう管理を行う責任を有する。

市町村長は自らの権限の全部もしくは一部を助役に委任することができるが、犯罪捜査の責務を委任する場合には検事総長の承認を得なければならない。さらに、出生や死亡の申告の受付に関する事務や、軽微な判決や決定の記録を市町村職員に代行させることが可能である。

(4) 市町村職員

市町村公務員 (*fonctionnaire communal*) の身分は国家公務員に準じて、法律によって定められている。任免、昇任及び給与、さらに市町村公務員の権利と義務は、法律と、法律の範囲内で内務大臣から委任された市町村議会の議決によって決定される。また、市町村、市町村組合、さらに市町村の監督下にある公施設法人は、いわゆる正規の公務員以外に事務員 (*employé*) と労務員 (*oeuvrier*) を雇用することができる。

各市町村には市町村議会によって任免される市町村事務長 (*sécrétaire communal*) が置かれる。また、二つもしくは三つの市町村で、それらの人口を合算して2,500人に満たない

場合、一人の事務長を共同で任用することが可能である。一方、人口5,000人を超える市町村では、事務長を補佐するための事務次長（secrétaire adjoint）を市町村議会が採用することが認められている。事務長は議案、文書の作成、市町村が関係する全ての公的業務に関する連絡調整を行う。市町村長は、その監督と責任の下に、その職務を事務長に委任することができる。

さらに全ての市町村に、その権限下においてのみ市町村の収入行為と支出行為が行われる市町村収入役（receveur communal）が置かれている。ただし、事務長と同様の規定によって小規模の市町村が収入役を共用することも可能である。

正規の市町村公務員として任命されるためには、市町村議会の多数決を経て、内務大臣の承認を得なければならない。この際、公務員となるべき候補者が複数存在し、絶対多数の票を獲得した候補者がいなかった場合、上位2人の決選投票によって採用が決定される。また、事務員は市町村議会に、労務員は参事会によって任命され、これら正規公務員をはじめとする全ての職員は参事会の監督下に置かれる。

ルクセンブルグの地方自治体職員数

| | 市町村 | 市町村組合 | 公施設法人 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 公務員 | 2,494 | 160 | 54 | 2,708 |
| 雇用人 | 620 | 331 | 572 | 1,523 |
| 労務職員 | 3,431 | 227 | 429 | 4,087 |
| 計 | 6,545 | 718 | 1,055 | 8,318 |

1991年2月1日現在 出典：参考文献 8

2 市町村の実施する業務

ルクセンブルグの市町村において実施される業務と、その国との権限配分は分野別に下記のとおりである。

i 総務

ルクセンブルク憲法第108条は「戸籍簿の作成及び管理は専ら市町村事務に属する」と定めている。

国の機関として、市町村長は戸籍管理者となり、参事会は選挙人名簿調査集計業務を毎年実施する。

市町村法により、市町村は市町村内の行政及び警察に関する規定を制定する直接的かつ専属的な権限を有する。市町村は市町村内の公衆用道路の通行を規制もしくは禁止し、有料駐車場を決定し設置することが可能である。また、公衆衛生と健康維持の観点から建築基準を定める責任を負う。

漁業権と狩猟に関する警察権限は国のみが有する。

ii 公安、警察、司法

1930年7月29日法によって、地方警察は市町村長が法に基づいて施行に責任を負う國家警察組織に改められた。

国の機関として、市民の身体や生命に危険を及ぼす可能性が緊急に迫っている場合、社会秩序に対する重大な危機や侵害に対処するため、市町村長は警察を直接指揮することができる。さらに、市町村長は犯罪捜査の責任も負っている。警察署のない市町村では刑事上の違反者を逮捕し、供述書の作成を行う。

次に示す警察事務は市町村に委任されている。

- 1) 道路清掃や廃棄物処理、あるいは荒廃した建築物の補修、取り壊し等、街路、広場及び主要道路の交通安全に係る全て。
- 2) 夜間に市民の睡眠を妨げるような騒音、路上での口論、騒ぎといったような、安寧の侵害を意図する犯罪の摘発と処罰。
- 3) 劇場、カフェ等の不特定多数が集まる場所での秩序維持。
- 4) 食糧の品質及び加工食品の安全管理。
- 5) 適切な予防措置による、火災、事故や災害、伝染病等の防止、管理。
- 6) 精神異常者や危険な動物が路上を徘徊することによって発生する可能性のある混乱に対する措置。

さらに、市町村のみが消防業務を行い、国家的規模の災害に係る救助組織は、内務大臣の監督下に置かれる。

司法の領域において、市町村はいかなる権限も有しない。

iii 教育

1912年8月10日法において、市町村がその市町村内に居住する児童に9年間の就学前（4歳以上）及び初等教育（6歳以上）を行う義務が定められている。なお、ルクセンブルグにおけるいわゆる義務教育は初等、中等の合計9年間である。

市町村は小学校（école primaire）を建築、維持し、学校の備品を購入しなければならない。また、小学校の管理は市町村教育委員会（commission scolaire）によって行われる。教育委員会は市町村長もしくはその代理人を委員長として、国民教育大臣が任命する聖職者の委員1人と、市町村議会が任命する非聖職者の委員3人（人口3千人以上の市町村では5人）で構成され、これらの委員は市町村議会の改選毎に更新される。

小学校教員は、大公によって任命される視学（inspecteur）の助言のもと、政府の承認を条件として市町村議会が任命する。職員の給与は国が前払いし、支出の3分の2が国庫負担でまかなわれ、残り3分の1は市町村から国に払い戻される。また、教育カリキュラムや教員に対する国による監督は国家教育委員会（commission instruction）を通じて行われる。

中等教育、職業教育あるいは高等教育に関して、市町村は全く権限を持たない。

iv 衛生

公衆衛生に関しては、1789年12月14日デクレを基礎とし1906年6月27日法によって、市町村は、伝染病を予防し公衆衛生を向上させるため、条例で必要な措置（汚水、汚泥の排水設備と下水本管との接続に関する措置等）をとらなければならないと定められている。

病院と老人ホーム（maison de retraite）等の養護施設（hospice）の設置及び運営については、国と市町村が共に責任を負うが、市町村もしくは市町村組合が設置、運営している病院や養護施設がある。

v 社会福祉

託児所（crèche）や保育所（garderie）、療養院（maison de repos）を設置する責務は国と市町村が共有している。

また、市町村はその監督下にある公施設法人の社会福祉事務所（office social）を通じて最低所得保証金（Revenu Minimum Garanti）の支給などを行っている。

vi 地域整備

地域整備は、「政府に国及び地方の開発計画策定権を与えた総合地域開発に関する1974年3月20日法（*loi du 20 mars 1974 cocernant l'aménagement général du territoire*）」に基づいて行われる。政府は、国の将来にわたる開発の大綱を定めた総合計画を備え、市町村に適用する。さらに各市町村は、「都市及び他の大規模都市圏整備1937年6月12日法（*loi du 12 juin 1937 cocernant l'aménagement des villes et d'autres agglomérations importantes*）」に従って、個別の計画を策定しなければならない。

vii 環境

下水処理施設、屠殺場や墓地、あるいは葬儀屋に関する権限は市町村に専属する。ただし、廃棄物処理は国と市町村が権限を分担する。環境保全に関しては市町村と国に権限が分けられている。市町村は、国からの補助金の対象となる「緑化計画」を策定することができる。

viii 文化、レジャー、スポーツ

市町村は、劇場、コンサート、博物館、美術館などといった領域に法的責任を有しないが、ルクセンブルクとエッシュ・シュル・アルゼットの2つの市は市立劇場と音楽学校（conservatoire de musique）を運営している。1918年4月11日大臣デクレは、学校図書館に関して全市町村に小学生のために図書館を設置する義務を定めている。また、ある程度以上の規模の市は、任意に市立図書館を設置することができる。スポーツの分野では、政府は市町村もしくは市町村組合によって策定、実施されるスポーツ設備計画に、法律に従つ

て助成を行う。

国土整備基本計画の枠組みの中で、助成対象事業地域内での数量や種類、分布が明示された全国スポーツ設備計画が体育とスポーツを所管する大臣によって策定される。この計画は閣議で承認を得なければならない。同大臣は上記事業に対する助成の基準や配分も決定する。市町村は助成部分以外を負担する。

市町村はスポーツ設備の維持に責任を負う。

教会に関して、憲法第106条は聖職者の給与や年金は国が負担し、その内容は法によって定められると規定している。教区の財産と収入の管理は、教区の主任司祭と市町村長からなる「教会財産管理会（fabrique d'église）」によって行われる。「教会財産管理会」は教会の維持と財産及び寄付金の管理に責任を負う。同管理会は、独自財源と市町村からの予算措置された助成によって教会を建設し、管理する。

ix 交通、輸送

道路建設や維持に関する権限は国と市町村に分けられている。

国は道路橋梁局（administration des Ponts et Chausées）を通じて幹線道路や国道網の建設や維持を行い、また同様の技術的部局を持たない市町村に代わって市町村道路網を建設し、監視を行う。市町村は、市町村道及び里道の建設、維持を行う。水路、航空路並びに鉄道輸送に係る権限は専ら国に属する。道路を使用する公共旅客輸送は公共サービスとしての観点から、国の責務とされている。しかし、ルクセンブルグ市は独自に公共交通サービスを実施しており、他のいくつかの地域でも、同様に市町村組合を通じて市町村間公共輸送サービスが提供されている。

x 経済

国はガス、都市暖房、電気の各事業に責任を負う。

1789年12月14日デクレの第50条によって、市町村は水道について、そこに居住する住民に水を供給し、街路や公共建築物を清潔に保つ義務があることとされている。

市町村は、観光、商業並びに農業に関しては権限を有しない。

3 広域行政

小規模の市町村が非常に多いルクセンブルグにあって、円滑な行政サービスの提供に市町村組合は不可欠である。市町村組合発足に関する法的枠組みは、1958年12月23日法と1981年7月29日法で修正、補足が行われた1900年2月14日法である。

市町村組合 (*syndicat de communes*) は、関係する市町村議会の同意によって自主的に結成される。その目的とする事務は、単一でも複数でも差し支えない。そして、法人格を備えた公施設法人であり、市町村と同様に内務省の監督下にあり市町村法の適用を受ける。また、設立には国務院の助言が付された大公アレテによる認可が必要であり、アレテは官報に記載される。

組合の運営は、各構成市町村議会の任命する委員で構成された委員会 (*comité*) によって行われ、会計も市町村と同様の規定が準用されるが、組合から要求があった場合、内務大臣は組合が企業会計を採用することを許可することが可能である。

通常、組合が行う事務は、水道、地域交通、病院、老人ホーム、廃棄物処理、公衆衛生、学校、スポーツ施設、火葬場、自然公園、汚水処理施設、市町村事務の電算管理、地域工業団地等である。なお、1992年末現在、ルクセンブルグには全部で49の市町村組合が存在する。

4 公施設法人

市町村組合を除いて、市町村の監督下にある公施設法人には社会福祉事務所 (*office social*) と市町村立養護院 (*hospice communal*) がある。

(1) 社会福祉事務所

住居保障に係る1897年5月28日法 (*loi du 28 mai 1897 sur le domicile de secours*) は、それを必要とするものに援助を与え、状況に応じて健壮な貧困者を地域の有用な仕事に就かせ、あるいは代替となる雇用者を探すといった措置を実施することを市町村に義務づけている。

社会福祉事務所は上記の観点から、低所得者や、社会保険の適用外の者に医療費の支給

を行う。また、1986年7月26日法で定められた最低所得保証金（Revenu Minimum Garanti；RMI）の受給希望者への支払いを行う。RMIの支給期間は3カ月であり、期間満了後、国民連帯基金（Fonds National de Solidarité）から社会福祉事務所に支給額が払い戻される。

社会福祉事務所は、できる限り市町村内の異なった分野から選ばれ、市町村議会の秘密投票によって指名された5人の所員によって構成される。

その財源は市町村収入から配分され、内訳は下記のとおりである。

- 1) 社会福祉事務所向けに特定されている不動産及び金利収入
- 2) 寄付金
- 3) 募金、遺贈金等の一時金
- 4) 必要時の市町村及び国からの助成金

社会福祉事務所の予算と会計は、市町村議会の承認を要する。

(2) 養護院

市町村は、市町村立養護院を直接監督し、養護院の財産の管理と内部運営、さらに困窮者の収容や退所の決定を担当する委員会（commission administratif）を設置する。委員会は養護院の職員の人事管理を行い、また、3カ月ごとに会計報告を行う収入役を委員会外部から任命する。

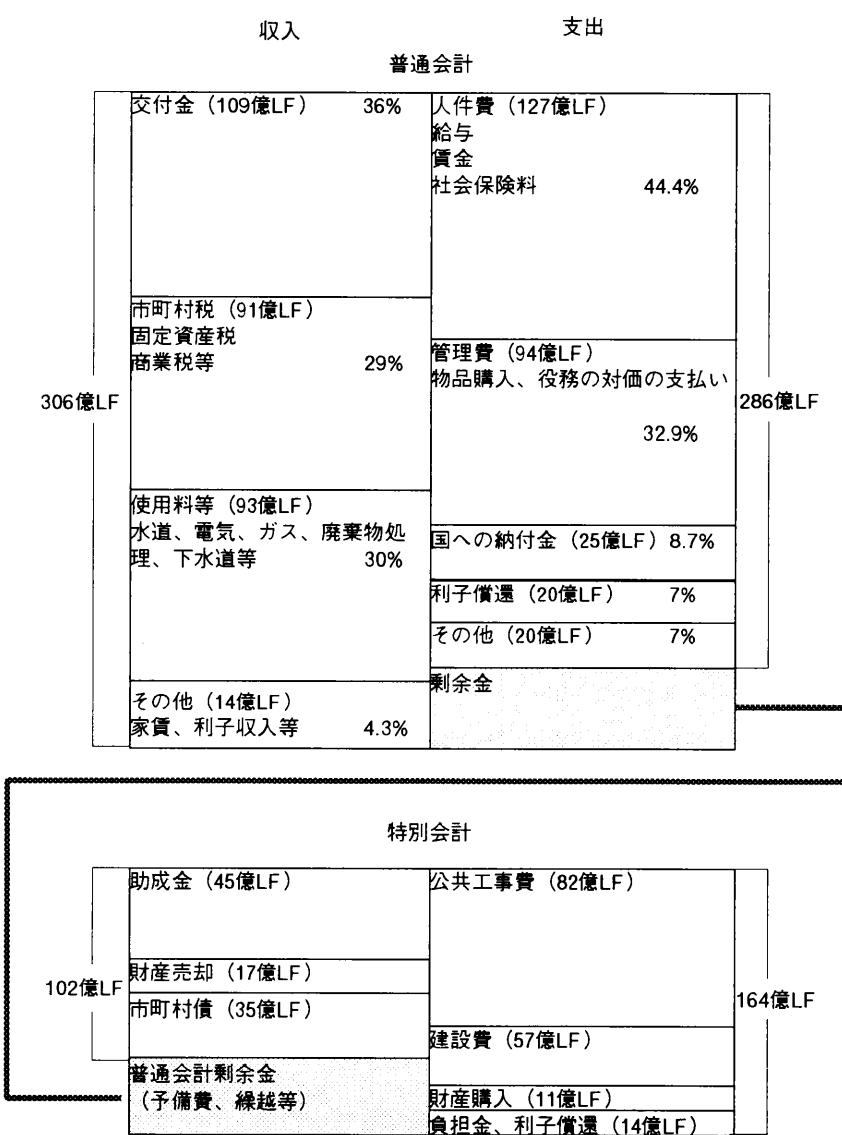
養護院の予算と会計も、社会福祉事務所と同様に、市町村議会の承認を要する。

第3節 地方財政

1 地方財政の概要

ルクセンブルグ市町村の1993年度予算における歳出規模は451億LFであり、国家予算の1,263億LFの約36%に達する。会計は普通会計及び特別会計に区分され、前者が経常的経費を、後者が投資的経費を貯う。

ルクセンブルグの1993年度市町村予算概要は下記のとおりである。



出典：参考文献 7

また、機能別の主な支出項目は以下のとおりとなる。

| | | 金額(10億LF) | 構成比 |
|------|-----------------------------|-----------|------|
| 普通支出 | 住宅、地域開発、環境（水道、廃棄物処理等） | 4.8 | 16.9 |
| | 教育 | 4.4 | 15.4 |
| | エネルギー（電気、ガス等） | 3.7 | 12.9 |
| | 一般行政 | 3.3 | 11.4 |
| | 輸送、通信（道路等） | 2.9 | 10.2 |
| | 文化、レジャー、宗教（文化会館、スポーツ施設、教会等） | 2.9 | 10.0 |
| | 計 | 22.0 | 76.8 |
| 特別支出 | 住宅、地域開発、環境 | 5.6 | 34.4 |
| | 輸送、通信 | 3.1 | 18.9 |
| | 文化、レジャー、宗教 | 2.8 | 16.8 |
| | 教育 | 1.6 | 9.5 |
| | 計 | 13.1 | 79.6 |

出典：参考文献 7

一方、市町村収入の内訳は以下のとおりである。

| | | 金額(10億LF) | 構成比 |
|------|---------------------|-----------|-------|
| 普通収入 | 経常費一般交付金 | 10.1 | 32.9 |
| | 各種補助金 | 0.8 | 2.6 |
| | 固定資産税（市町村税） | 0.6 | 1.9 |
| | 商業税（〃） | 8.0 | 26.1 |
| | 使用料等（水道、電気、ガス、下水道等） | 9.8 | 31.9 |
| | その他（賃貸料、利子収入等） | 1.4 | 4.6 |
| | 計 | 30.6 | 100.0 |
| 特別収入 | 助成金 | 4.5 | 44.1 |
| | 地方債 | 3.5 | 34.3 |
| | 財産売却 | 1.7 | 16.7 |
| | その他 | 0.5 | 4.9 |
| | 計 | 10.2 | 100.0 |

出典：参考文献 7

2 市町村税

(1) 商業税、固定資産税

市町村の自主財源のうち、いわゆる市町村税とされるのは以下の2つである。

- 1) 商業税 (impôt commercial)
- 2) 固定資産税 (impôt foncier)

商業税は商工業者を対象とし、営業利益 (bénéfice d'exploitation) の4%及び営業資本 (capital d'exploitation) の2%を課税標準としている。この課税標準は、国によって定められ、税率が市町村によって決定されており、現行の税率の平均は250%（最小200%、最大350%）である。また、その徴収は市町村に代わって国によって行われ、財政調整（「4財政調整」参照）のための財源となっている。

固定資産税は農地、林地を課税対象とするAタイプと、その他の土地及び建物を課税対象とするBタイプに分けられている。課税標準が国によって、税率が市町村によって決定されるのは商業税と同様であるが、徴収は市町村自身によって行われる。また、現行の税率の平均はAタイプが310%（最小180%、最大600%）、Bタイプが360%（最小90%、最大900%）である。

(2) 使用料等

市町村はその義務的任務に加えて、例えば文化関係の領域に属するものや商工業振興といった任意の行政サービスを提供することが可能であり、それに伴って使用料や負担金を法律の許容する範囲内で導入する権限を有している。以下は、市町村によって設けられた使用料等である。

一般決済税 (Règlement-taxe général)

税額控除税 (Abattement sur les taxes)

畜殺場税 (Abattoir)

公共ポスター税 (Affichage public)

救急車税 (Ambulance)

市町村広報広告掲載税 (Annonces publicitaires dans le bulletin communal)

共同アンテナ税 (Antenne collective)
バス税 (Autobus)
図書館税 (Bibliothèque)
公共洗濯場税 (Buanderie publique)
キャンプ場税 (Camping)
下水道税 (Canalisation)
採石場税 (Carrières)
建築許可発行に際して徴収される保証金税 (Caution à précevoir lors de la délivrance d'une autorisation de bâtir)
文化・スポーツセンター税 (Centres culturels et sportifs)
ヴァカンスセンター税 (Centre de vacances)
尚書税 (Chancellerie)
犬登録税 (Chiens)
墓地税 (Cimetières)
市町村映画税 (Cinéma communal)
上水道税 (Conduite d'eau)
夜間学級税 (Cours du soir)
託児所税 (Crèches)
音楽学校税 (Ecoles de musique)
学校税 (Ecoles)
電気税 (Électricité)
公立倉庫税 (Entrepôts publics)
小作税 (Fermage)
見本市・市税 (Foires et marchés)
美術ギャラリー税 (Galerie d'art)
ガス税 (Gaz)
狩猟小屋税 (Huttes de chasse)
社会資本税 (Infrastructure)
公営賭博・娯楽税 (Jeux et amusements publics)
市町村施設・職員使用税 (Location de matériel et de personnel communal)
害虫駆除税 (Lutte contre les parasites)
老人ホーム税 (Maison de retraite)
不動産譲渡税 (Mutations immobilières)

博物館税（Musées）
廃棄物税（Ordures）
通行税（Passage (taxe de)）
漁業税（Pêche）
納稅猶予税（Perception d'intérêts moratoires）
プール・公衆浴場税（Piscine et bains-douches）
道路及び番地表示板税（Plaques de rues et de numérotage de maisons）
広報ベル税（Publication par sonnetts）
徵稅税（Recouvrement de taxes）
給食サービス税（Repas sur roues）
別荘税（Résidences secondaires）
滞在税（Séjours (taxe de)）
受入サービス税（Services d'accueil）
駐車税（Stationnement）
タクシー駐車スペース税（Taxis (emplacements)）
テレアシスタンス税（Téléassistance）
公衆電話ボックス税（Téléphone (cabines publiques)）
劇場税（Théâtres）
靈柩車税（Transport des morts）
書籍、出版物販売税（Vente de livres, brochures, imprimés）
資材販売税（Vente de matériaux）

3 助成金

国から市町村への助成金で最も大きな部分を占めるのは、市町村の普通収入として取り扱われ、使途が特定されない経常費一般交付金（dotation générale de fonctionnement）と呼ばれるものであり、市町村財政交付基金（Fonds communal de dotation financière）を通じて交付される。これは1993年度予算で、101億LFに上っている。

この交付金は定額で10億LF、他に所得税（impôt sur revenu des personnes physiques）及び給与控除税（impôt retenu sur les traitements + salaires）の18%、付加価値税（TVA）の10%、自動車税（taxe sur les véhicules automoteurs）の20%というように、国税からの移転によって構成される。

その分配法は以下のとおりである。

各市町村に一律 400万LF
市町村議会議員数の7人を超える部分に対して、議員一人当たり 75万LF
さらに、上記の残余が以下のように分配される。

| | |
|-------|------------|
| 65% | 人口比 |
| 9.75% | 固定資産税額比 |
| 5.25% | 固定資産税課税面積比 |
| 20% | 人口密度比 |

また、経常費一般交付金以外に、市町村の普通収入に計上される音楽教育補助金、地方鉄道維持補助金といった使途が特定されている助成金が複数存在し、1993年度予算では合計で約8億LFであった。

一方、内務大臣によって認可される義務的・社会資本整備のための財政助成金（subvention financière）があり、これは市町村の特別収入に計上される。この補助金は、それを要請する市町村の財政状況と、一般的な市町村の平均的な財政状況との比較によって調整され、財政状況の評価は商業税の住民一人当たりの納税力に基づいて行われる。1993年度予算における、助成金総額は45億LFに上った。

4 財政調整

ルクセンブルグでは商業税を国が一元的に徴収し、それを市町村間で配分するという方式で財政調整が行われており、以下の手順に従っている。

- 1) 企業の本社が置かれている市町村は、優先的に当該市町村の商業税収額の36～64%を受領する。
- 2) プールされた上記の残余から
 - ・ 45%が市町村の給与所得者数に応じて
 - ・ 55%が市町村の人口に応じて全市町村間で再分配される。

商業税全体に占める都市部の市町村の比重が高い一方で、この制度によって農村部の市

町村の主要な財源が保証されている。

5 市町村債

1993年1月1日現在の、ルクセンブルグの市町村債発行残高は約110億LFに達し、年間の利子償還には20億LFが充てられている。

市町村法第106条によって、30万LFを超える起債は内務大臣の承認が必要とされる。承認に当たって市町村の財政状況の調査が行われるが、その際には翌年度以降の予算で債務を返済する財政上の余地が残されるか、新規事業の完遂までに見込まれる経費（利子負担と運営費）が翌年度以降の普通予算の均衡を崩すことがないかが検証される。

一般に、市町村は商業銀行から資金を調達するが、事実上これまで一度も資本市場 (*marché des capitaux*) で調達したことは無かった。また、市町村が外国の公共もしくは半公共機関に対して起債を行う、あるいは外国の資本市場から資金を調達することを妨げる法律や規則は存在しないが、それに必ず伴う為替リスクを考慮して、市町村は国内の商業銀行からの調達を選択してきた。

第4節 国の監督

市町村の行為が国益に反することを防止するために、憲法は立法権者に市町村議会の構成、組織並びに権限を定めることを認めている。また、憲法は上級官庁に、ディストリクト長官（commissaire de district）や市町村会計検査官を媒介とした、あるいは許認可制度に基づいた、継続的な市町村に対する監督を実施する権限を認めており、これは後見監督（tutelle administrative）と呼ばれている。

各ディストリクトには大公に任命されるディストリクト長官がいる。ディストリクト長官は国家公務員であり、内務大臣に直属する。彼らは中央政府と市町村間の介在を任務としている。ルクセンブルグ市を除く全ての市町村は、緊急時と例外的な場合を除いて、ディストリクト長官の直接監督下に置かれ、重大または例外的な場合を除いて、その介在なしには上級官庁との交渉を行うことができない。

市町村行政に対する監督は法律に規定されている。それによると、一定の市町村の行為は監督者の承認を得る必要があり、また、市町村の行為が違法であったり公益に反したりする場合にそれを差し止めたり延期したりすることが、司法または行政裁判と別個に認められている。

市町村の行為が大公、内務大臣もしくはその他の権限者によって取り消されたり不許可になった場合、市町村は後見監督による措置の取り消しを求めて国務院の訴訟委員会に訴えることができる。

なお、ルクセンブルグ内務省は市町村財政課、市町村職員課、市町村会計監督課、民間防衛課、市町村開発課から構成される。

参考文献

- 1 Pierre Majerus " L'Etat luxembourgeois " Société Anonyme (1990)
- 2 Jean Thill " L'art d'être édile communal " Saint-Paul (1989)
- 3 Pierre Majerus, Jean-Mathias Goerens "Les Institutions de l'Etat Luxembourgeois " Service Information et Presse du Grand-Duché de Luxembourg (1989)
- 4 " La vie politique au Grand-Duché de Luxembourg " Service Information et Presse du Grand-Duché de Luxembourg (1990)
- 5 " Annuaire Statistique 1992 Luxembourg " STATEC (1993)
- 6 " Luxembourg in figures " STATEC (1994)
- 7 " Aperçu sur les finances communales d'après les budgets 1993 " SYVICOL, Ministère de l'Intérieur (1993)
- 8 " Structure et fonctionnement de la démocratie locale et régionale Luxembourg " Conseil de l'Europe (1993)
- 9 世界各国便覧叢書「ベルギー王国、ルクセンブルグ大公国」日本国際問題研究所 (1986)
- 10 「ヨーロッパ各国の地方自治制度」自治体国際化協会 (1990)

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

| NO | タ イ ル | 発 刊 日 |
|-------|----------------------------------|------------|
| 第102号 | ルクセンブルグの地方自治のあらまし | 1995/ 6/20 |
| 第101号 | 米国の公共図書館 | 1995/ 6/12 |
| 第100号 | 米国の州政府の財政運営と政府間関係 | 1995/ 3/20 |
| 第99号 | ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム | 1995/ 3/13 |
| 第98号 | 1994年中間選挙 一地殻変動をもたらした米国政治の動向一 | 1995/ 2/28 |
| 第97号 | 英国の公立図書館 | 1995/ 2/28 |
| 第96号 | アメリカン・インディアン ーその過去・現在・未来ー | 1995/ 2/14 |
| 第95号 | ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発 | 1995/ 1/20 |
| 第94号 | フランスの学校教育における「日本」 | 1995/ 1/20 |
| 第93号 | 大韓民国地方行財政の概要 | 1994/12/15 |
| 第92号 | シンガポールの住宅政策 | 1994/12/ 1 |
| 第91号 | 欧州文化都市制度 | 1994/ 9/19 |
| 第90号 | 1994年英國統一地方選挙と欧州議会議員選挙 | 1994/ 8/ 1 |
| 第89号 | 英國における多民族社会の中の学校教育 | 1994/ 6/20 |
| 第88号 | アメリカの学校給食 | 1994/ 6/20 |
| 第87号 | 現代フランス都市計画の手法（2） | 1994/ 5/30 |
| 第86号 | 現代フランス都市計画の手法（1） | 1994/ 5/30 |
| 第85号 | フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備 | 1994/ 5/27 |
| 第84号 | 地方公務員のための「イギリス憲法入門」 | 1994/ 5/23 |
| 第83号 | 統一ドイツと財政調整 ー連邦制財政システムは生き残れるかー | 1994/ 4/15 |
| 第82号 | アイルランド ー国の仕組みと地方自治ー | 1994/ 3/25 |
| 第81号 | イングランドの地方団体と住宅政策 | 1994/ 3/15 |
| 第80号 | 内側から見た英國 | 1994/ 3/15 |
| 第79号 | 英國の地方団体構造改革の動向 | 1993/12/24 |
| 第78号 | 英國社会保障の現状及び今後の動向 | 1993/10/15 |
| 第77号 | イングランドとウェールズの水道 | 1993/10/15 |